

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部を改正
する規程のあらまし

- 1 学校教育法の一部が改正され、新たに専門職大学等が制度化されたことに伴い、職員の初任給の決定等に係る学歴免許等資格区分表に専門職大学の前期課程修了者の区分を定めます。
- 2 この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。